

年管管発 1118 第 2 号  
令和 6 年 11 月 18 日

文部科学省高等教育局学生支援課長 殿  
文部科学省高等教育局参事官（国際担当） 殿  
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 学生納付特例制度に係る周知広報について（協力依頼）

平素より、年金行政の推進、大学や専修学校専門課程等の学生や生徒（以下「学生等」という。）に対する公的年金制度に関する周知・広報等につきまして御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、20 歳以上の学生等については、国民年金への加入及び保険料納付の義務がありますが、御本人の年間収入が一定額（年収で 194 万円が目安）以下であり、保険料を納めることが困難である場合には、その申請に基づき、学生等の期間中における国民年金保険料の納付を猶予する学生納付特例制度を設けています。これにより、万が一、当該期間中のけがや病気により障害が残ってしまったときに障害基礎年金が受けられるようになっています。

これまで、学生等に対する当該手続の申請勧奨については、「学生納付特例制度に係る周知広報について」（令和 3 年 3 月 29 日付年管管発 0329 第 4 号）等により貴省の御協力をいただいていた周知・広報に努めてきたところです。

このたび、従来からの周知・広報の取組に加え、今後増加が見込まれる外国人留学生に対する公的年金制度への理解促進、学生納付特例の申請勧奨を図る観点から、日本年金機構（以下「機構」という。）において別添 1 のとおり新たに英語版のポスター及びリーフレットを作成しました。

つきましては、貴職におかれましては、貴管下関係機関に対し、下記の事項について周知・御協力依頼のほど、よろしく願いいたします。

#### 1. 御協力依頼事項

##### （1）ポスター等を用いた広報資料の活用について

別添 1 のとおり学生納付特例制度の周知・広報にあたり日本語版・英語版のポスター及びリーフレットを作成しましたので、ポスターについては学内の掲示板等、学生の目に触れる機会が多い箇所（英語版については留学生の目に触れる機会が多い箇所）に掲示をお願いいたします。また、リーフレットについても学生や留学生が手に取りやすい箇所に設置をお願いいたします。

ポスター及びリーフレットについては、下記2に記載されているお近くの年金事務所に御連絡いただき、必要枚数をお伝えください。また、年金事務所から協力事項についての御連絡が各学校等にいくことがありますので、その際は御協力をお願いいたします。なお、リーフレットについては、機構ホームページに掲載予定のため、ダウンロードして御利用いただくことも可能です。

※年金事務所から上記ポスター等を送付する際に、別途外国人向けに作成した国民年金制度の周知等を御案内するリーフレットも同封しますので、併せて御活用ください。

(2) 学生納付特例申請書の配付について

学生納付特例の申請にあたっては、スマートフォンで簡単に手続きが可能なマイナポータルによる電子申請の利用を推奨しているところですが、紙の申請書による手続きも可能となっています。このため、学生納付特例申請書についても学生が手に取りやすい箇所に設置していただくよう御協力をお願いいたします。御協力いただける場合、学生納付特例申請書をお送りいたしますので、下記2に記載されているお近くの年金事務所に御連絡いただき、申請書の必要枚数をお伝えください。

(3) 学生向けポータルサイト等へのリンク掲載について

学生の目に触れる機会の多い、学生向けポータルサイト等に機構ホームページへのリンクを掲載いただくようお願いいたします。

日本人学生や外国人留学生向けの参考文例、リンク先のURL等については、別添2のとおりです。

(4) 公的年金制度の周知活動（年金セミナー）の実施について

機構では、若年層に対する適切な年金知識の提供と理解を促進することを目的とした機構職員による周知活動として、大学等の場所をお借りする形で年金セミナーを実施しています。年金セミナーの概要は、別添3のとおりです。

学生等に向けた当該セミナーの開催を希望する場合は、下記2に記載されているお近くの年金事務所に御連絡ください。

また、機構からセミナー開催の御協力依頼をさせていただく場合がありますので、依頼のあった際は、実施及びその周知に向けて可能な限り御協力をお願いいたします。

(5) 学生納付特例事務法人制度への参加について

学生納付特例制度について、学生の方がより手続きをしやすくなる観点から、学生納付特例制度の対象となる教育施設が学生の委託を受けて、申請

の代行をすることができる「学生納付特例事務法人制度」を設けております。学生納付特例事務法人による申請の代行をしていただく場合、事務手数料をお支払いします。

当該制度への御登録に御協力いただける場合、下記2に記載されているお近くの年金事務所に御連絡ください。学生納付特例事務法人制度の概要は、別添4のとおりです。

(学生納付特例事務法人の概要)

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/gakutokujimuhoujin.html>



## 2. 年金事務所一覧

機構ホームページに年金事務所の一覧を掲載しておりますので、お近くの年金事務所に御連絡ください。

<https://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>

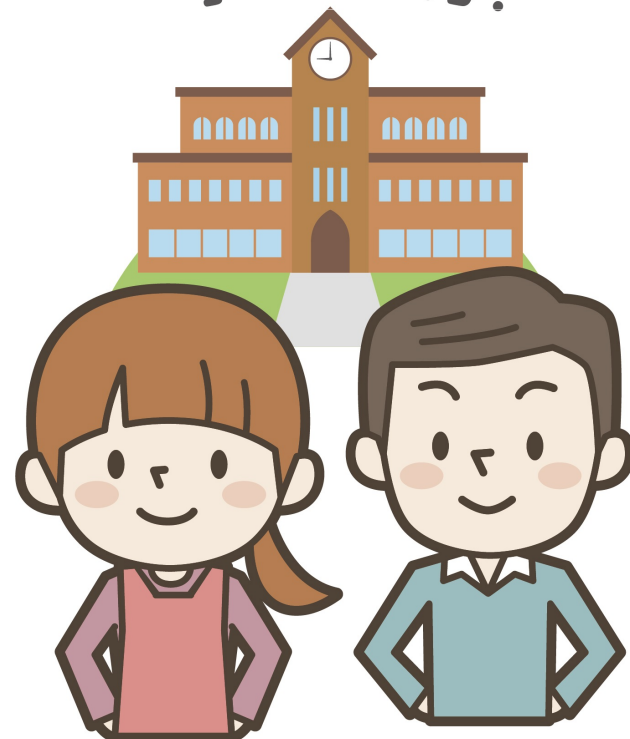


20歳になると、国民年金への加入が法律により義務付けられています。

＼納付が困難なときに！／

# 学生納付 特例制度

学生の味方！



どんな制度？



20歳以上の学生で、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。

対象は？



大学(大学院・短期大学を含む)や専門学校、夜間学校、通信制の学校等。

詳しくはHPをご覧ください。

日本年金機構 学生納付特例

検索

安心！



「もしも」のときに！

申請が遅れると、保障が受けられない場合があります。

学生納付特例が承認されますと、学生納付特例期間中にケガや病気で障害が残ったまたは死亡した場合、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられます。

簡単！



手続きが簡単です！

申請書に学生証のコピーを添付して提出するだけ。

20歳になれば、2週間程度で「国民年金加入のお知らせ」や学生納付特例制度の申請書※などが届きます。

※ 申請書は日本年金機構ホームページでも入手できます。

便利！



在学予定の記入で  
翌年度が便利に！

次回からは、申請書ハガキに必要な事項を記入し、提出するだけ。

(切手不要)

初めて申請する際、翌年度以降も在学予定の方は「在学予定期間」を記入されますと、次回(翌年度)からは「申請書ハガキ」と「手続きのお知らせ」をお送りします。



マイナポータルから学生納付特例申請ができます！



<https://myna.go.jp>

スマホ、マイナンバーカード、学生証があればいつでもどこでも申請できます！処理状況も申請結果も確認できます！

■ 学生納付特例事務法人について

在学中の学校等が学生納付特例の代行事務を扱う法人として指定を受けている場合は、学生納付特例申請書を学校等へ提出できます。

お問い合わせ先 市(区)役所・町村役場の国民年金の窓口または年金事務所

マイナポータルとねんきんネットをつなげると、もっと便利です！

日本年金機構からのお知らせをマイナポータルで受け取れます。

年金記録を確認できます。

将来の年金見込額を試算できます。



日本年金機構

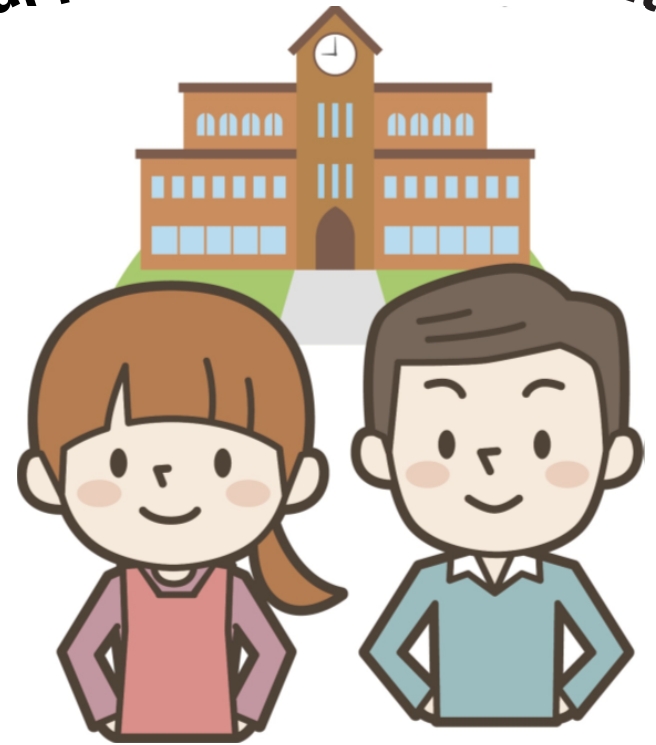
Japan Pension Service

When you turn 20, you must enroll in the National Pension system and pay contributions by law.

When you have difficulty paying contributions:

# Special Payment System for Students

Support system for students!



What is this system?>



If you are age 20 or older, you need to pay contributions. If you have difficulty paying contributions because of limited income, this system allows students to postpone the payment of contributions.

Who is it for?>



Any student of universities (including graduate schools and junior colleges), specialized schools, night-time schools, schools with correspondence courses in Japan.

## Security



### Security for unexpected event

If you apply late, you may not be able to receive benefits.

If you become disabled or die while you are granted payment postponement, disability benefits or survivors' benefits will be paid.

## Easy



### Application is easy

You just need to submit a copy of your student ID card with the application.

In two weeks after you turn 20, JPS sends you a "Notification of enrollment to National Pension" form and application form for the special payment system for students.

## Convenient



### Continuous application for next school year is convenient

You just need to fill in the card-type application for continuous application for next school year.

At your first application, just enter your expected graduation month/ year, then JPS will send you card-type application for continuous application next year.

## How to apply - Options

- Apply for the Special Payment System for Students via *Mynaportal!* (currently in Japanese)
- Complete the application and submit it at municipal office of your place of residence or your nearest JPS branch office (free interpretation service available).



<https://myna.go.jp>

For forms and instructions :

Special payment system for students



**Note:** You may have your school file the application for you if your school is designated as Administrative Corporation for Special Payment system for Students (GAKUSEI NOFU TOKUREI JIMU HOJIN). Ask your school.

For queries

Contact the municipal office of your place of residence or your nearest Japan Pension Service branch office

More personal service is available if you connect your *Mynaportal* with *Nenkin Net!*

You can receive notifications from Japan Pension Service via *Mynaportal*.

You can check your pension coverage records.

You can estimate your future pension benefits amount.



日本年金機構

Japan Pension Service

## 学生向けポータルサイト等へのリンク掲載について

日本年金機構では、20歳到達者向けの動画案内や外国人（留学生）の方向けの専用ページを開設しています。下記の参考文例をご活用いただき、学生向けポータルサイトへの掲載や広報誌へ貼付いただく等、制度周知にご協力をお願いします。

### 1. 日本人学生向けの参考文例

#### 学生の皆さまへ

#### ～20歳になったら保険料納付か支払い猶予（学特）手続きを～

日本に住んでいる20歳から60歳未満の方は国民年金に加入し保険料を納付する必要があります。保険料の納付が困難な場合には、支払いを猶予する学生納付特例という制度をご利用ください。（手続きをしないとケガや病気で障害が残った場合に障害基礎年金等を受けることができません。）

国民年金制度の内容やメリット、保険料の納付方法や学生納付特例の手続などをわかりやすく動画で案内しています。（日本年金機構HP）

「国民年金の加入と保険料のご案内」

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>

学生納付特例の申請は、マイナンバーカードがあればオンラインでも可能です。

<https://myna.go.jp/>

#### 上記「国民年金の加入と保険料のご案内」についてのご紹介

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>

20歳到達者の方向けに、国民年金のメリットや保険料のお支払い方法についてご案内したページです。特に、学生の方や保険料のお支払いが難しい方向けに、保険料の学生納付特例制度や免除・猶予制度の手続が動画により紹介されています。

・動画は以下の5つに分かれています。



- ① 年金制度やメリットなどの紹介動画（4分15秒）
- ② 保険料の納付方法の紹介動画（6分55秒）
- ③ 学生納付特例制度の紹介動画（5分25秒）
- ④ 免除・納付猶予制度の紹介動画（5分17秒）
- ⑤ 臨時特例免除の紹介動画（1分43秒）

## 2. 外国人の方向け参考文例

### 日本語版

#### 留学生の皆さまへ

#### ～20歳になったら保険料納付か支払い猶予手続きを～

日本に住んでいる20歳から59歳の方は、国籍（こくせき）を問わず公的年金制度に加入し保険料を払う必要があります。

日本年金機構のホームページでは、外国人の方へ向けた英語のご案内やさまざまな言語のパンフレットを見ることができます。

「外国人のみなさまへ 国民年金（こくみん年金）のご案内（ごあんない）」

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/gaikoku\\_nenkin.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/gaikoku_nenkin.html)

保険料を払うことが難しい学生の方向けに、支払いを猶予（ゆうよ）する制度（学生納付特例）があります（手続きをしないとケガや病気で障害が残った場合に障害基礎年金を受け取ることができません）。

「国民年金保険料学生納付特例の申請について」

<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kaigai/gakuseinouhutokurei.html>

### 英語版

#### To all international students

#### ～ Once you turn 20, payment or applying for postponement ~

Regardless of nationality, all people in Japan, aged between 20 and 59 must be covered by the National Pension system and pay contributions by law. To learn more about the pension system, view information and leaflets in English and other languages.

Visit

[https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/gaikoku\\_nenkin.html](https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/gaikoku_nenkin.html)

Students in Japan can apply for the payment postponement system if you have financial difficulty in contribution payments.

Visit

<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kaigai/gakuseinouhutokurei.html>

**上記「外国人のみなさまへ 国民年金（こくみんねんきん）のご案内（ごあんない）」についてのご紹介**

[https://nenkin.go.jp/tokusetsu/gaikoku\\_nenkin.html](https://nenkin.go.jp/tokusetsu/gaikoku_nenkin.html)

日本に住む外国人の方向けに、わかりやすい日本語やささまざまな言語で国民年金に関する情報をご案内しています。

**上記「国民年金保険料学生納付特例の申請について」についてのご紹介**

<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/kaigai/gakuseinouhutokurei.html>

収入が少なく保険料を納めることが困難な留学生の方向けに、ご本人の申請により保険料の納付が猶予される学生納付特例制度の手続きをご案内しています。申請手続きを行い承認されますと、学生納付特例期間中にケガや病気で障害が残った場合、障害基礎年金を受けられます。



## 公的年金制度の周知活動（年金セミナー）について

### ～大学生等の皆さまを対象として年金セミナーを実施しています～

日本年金機構では、将来の被保険者・受給権者である若年層に対する適切な年金知識の提供と理解を促進することを目的として、教育機関（高等学校、大学、専門学校等）のご協力のもと、公的年金制度の周知活動（年金セミナー）を実施しています。

令和5年度は、全国で延べ3,156回開催し、約16万人の学生・生徒の皆さまにお話をさせていただきました。

受講いただいた学生・生徒の皆さまからは「年金に対して理解が進んだ」「年金の大切さを実感した」「学生納付特例制度の申請について家族と相談したい」といったご意見を、アンケート等を通じていただいております。

年金セミナー（対面型、非対面型（オンライン）、動画提供）の実施にあたって、講師（年金事務所職員等）の派遣やセミナーの実施方法等につきましては、ご相談に応じてご要望に即した内容となるよう取り組んでおります。

お申し込みやご相談については、お近くの年金事務所にご連絡ください。

教育機関の皆さまにおかれましては、若年層の理解促進にとどまらず授業内容の補完等にもご利用いただけるものですので、開催についてのご検討をよろしくお願いいたします。

#### （年金セミナーの様子）



（URL）日本年金機構ホームページ「年金セミナーを実施しています！」

<https://www.nenkin.go.jp/service/learn/seminar.html>

学生の方が安心して学校生活を送れるようにするためのお願い

# 学生納付特例事務法人制度の ご協力をお願いします

## 👉 学生納付特例制度

日本年金機構では、所得のない学生の方が、万が一の病気やケガで障害を負ってしまった場合でも保障が受けられるよう、ご本人の申請により保険料の納付が猶予され、障害や死亡に備えられる学生納付特例制度の普及、推進に努めております。

(障害基礎年金は、講義中やサークル活動中などの事故によるケガにも対応しております)

## 👉 学生納付特例事務法人制度のお願い

この学生納付特例制度について、学生の方がより手続きをやすくする観点から、大学等教育施設が学生の委託を受けて、申請の代行ができるようにしております。  
(学生納付特例事務法人制度)

大学等教育施設におかれましては、学生の方が安心して学校生活を送れるよう、学生納付特例申請の代行のご協力をお願いいたします。

※ 大学等教育施設・・・大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校  
(修業年限が1年以上の課程に在学している方に限ります)

## 学生納付特例事務法人制度の流れ

### 「国民年金保険料 学生納付特例申 請書」の受付

- 学生等からご提出いただいた「国民年金保険料学生納付特例申請書」(以下、「申請書」)について必要事項が記載されているか、添付書類がそろっているか確認※し、「申請書」及び「申請書」に添付されている「本人控」に受付印を押印します。
- 押印した「本人控」については本人にお渡しします。

### 国民年金保険料 学生納付特例申 請の代行

- 受付した「申請書」について、管轄の日本年金機構事務センター(以下「事務センター」)に提出します。  
(事務センターで受付後、審査の結果を事務センターから直接ご本人あてに送付します)

### 事務手数料の 支払い

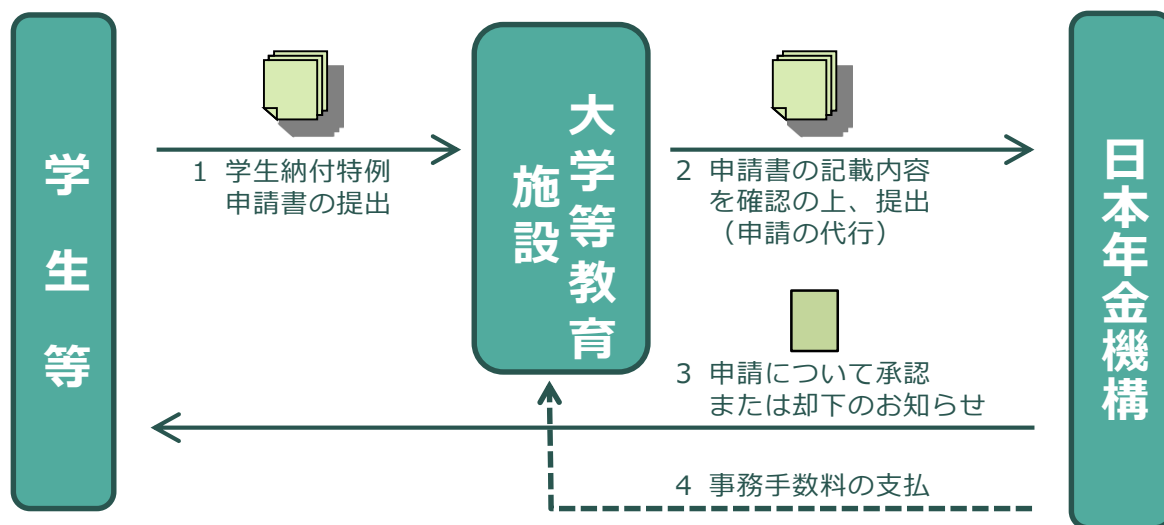
- 大学等教育施設からの報告に基づき、日本年金機構は大学等教育施設に対して代行していただいた事務手数料を支払います。  
(1件当たり単価500円)

### 周知

- オリエンテーション等の機会を活用し、在学する学生等に対して代行事務を行っていることを周知します。
- また、可能な範囲で国民年金の制度について周知を行います。

※ 申請書にマイナンバー(個人番号)が記載されていた場合は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)」第16条に基づき、本人確認の措置(番号確認、身元(実存)確認)を実施します。

## 代行事務の流れの概略図



## 学生納付特例申請の代行事務にご協力いただける場合

- 学生納付特例の代行事務にご協力いただける場合、大学等教育施設の所在地の管轄の日本年金機構本部地域部（以下「機構本部地域部」）に申し込みをしていただくことになります。  
（大学等の所在地が複数箇所にあつた場合は、主たる所在地を管轄する機構本部地域部が管轄となります）
- 申し込み後、機構本部地域部とその管轄の厚生局にて審査を行い、その結果をお知らせするとともに、機構本部地域部と代行事務を行うことについての契約を結んでいただきます。
- 代行事務に必要な事務を定めた取扱要領や、学生等の方への周知用の資料については、日本年金機構側から提供いたします。

**学生の方の年金権確保について、ぜひご協力をお願いいたします！**

※ ご協力いただける場合のお手続きや代行事務の詳細につきましては、管轄の「機構本部地域部」までお問い合わせください。